

わかたけ保育園
わかたけ第二保育園
わかたけかなえ保育園
利用者各位

お知らせ（重要）

令和2年5月4日
社会福祉法人わかたけ会
理事長 山本 慎介

4月8日から5月6日までとされていましたが「緊急事態宣言」に関して、5月31日まで25日間延長されることが本日正式に発表されました。

保育所は引き続き「施設の種別によって休業を要請する施設」に分類されまして、「適切な感染防止対策の協力要請」を受けることとなります。

現在、個々についての「適切な感染防止対策」が万全であるとは言えませんが、各家庭による「登園の自粛」のご協力のおかげで各施設の登園児童数は1/5～1/3に減少しており、平時と比較すれば格段に「3密」を避けることができるようになっていきます。

つきましては、利用者に対しまして「登園の自粛」を引き続き強く要請しますので、下記の内容をご確認の上、「感染拡大の防止」へのご協力をお願いします。

【要請の内容】

- 期間は、令和2年4月8日より、緊急事態宣言が解除されるまでの間とします。
- 登園の自粛は、期間中すべて休むということだけではなく、「登園日数を減らす」「保育時間を短くする」などを含みます。
- 期間中、各施設とも「緊急保育体制」に入ります。各種保育計画には基づかず、日毎の登園の児童数や職員数に応じた保育の提供となります。
- 即日の対応は難しいことも多くあると理解しています。数日後の登園の自粛に向けて、お勤め先との調整などをお願いいたします。
- 当初想定されていた期間を超えることにより、就労環境や家庭内環境が変化し、登園の自粛が難しくなることもあると理解しています。緊急事態宣言の主旨を十分に理解された上で、各家庭における可能な範囲での自粛を検討ください。
- 登園自粛の要請は、利用者に対して「仕事か命か」と二択を迫るものではありません。保育所は雇用や賃金の補償はできませんし、100%の感染予防もできませんので、自粛は各家庭の事情と責任のもとでご判断ください。

【対象外】

- 次の業種に従事するために保育所保育を必要とされる家庭
医療・ライフライン・社会福祉・物流・金融・公務・生活必需品の製造または販売
- 前項の業種に復職するために「慣れ保育」を進めている家庭
- 療養中などにより家庭内における乳幼児の保育が非常に困難である家庭

※登園の自粛が2ヶ月近くに渡ることで、児童の成長や健康の不調、保護者の疲弊などが表れてくることを懸念しています。そのようなことがありましたら、事の大小に関わらず、保育所機能の範囲内においてできる限りの対応に努めますので、各施設の担当者までお早めにご相談ください。